

動物愛護管理をめぐる主な課題 (資料集 その2)

平成30年3月26日

環境省自然環境局総務課 動物愛護管理室

1. 飼い主責任のあり方

動物の所有者・占有者の責務（適正飼養とは何か）

動物愛護管理法第7条（動物の所有者又は占有者の責務等）

1. 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、
 - ①その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、
 - ②動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。
2. 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
3. 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
4. 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
5. 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
6. 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
7. 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

家庭動物の飼養及び保管に関する基準 (平成14年環境省告示第37号、最終改正平成25年)

家庭動物の飼養保管基準

- 第1 一般原則 (終生飼養、被害防止、野生動物飼養問題)
- 第2 定義 (哺乳類、鳥類、爬虫類が対象)
- 第3 共通基準
 - 1 健康及び安全の保持 (給餌給水、疾病予防、施設)
 - 2 生活環境の保全 (公共の場所でのふん尿被害防止等)
 - 3 適正な飼養数 (生活環境被害防止等の可能な頭数)
 - 4 繁殖制限 (不妊去勢、雌雄の分別飼養等の繁殖制限)
 - 5 動物の輸送 (短い輸送時間、安全な容器、給餌等)
 - 6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
 - 7 逸走防止等 (逸走防止に配慮した施設、所有明示等)
 - 8 危害防止 (特定動物等の逸走防止、人身事故防止)
 - 9 緊急時対策 (災害時の備えと発生時の同行避難等)
- 第4 犬の飼養及び保管に関する基準
 - 1 犬の放し飼い禁止
 - 2 係留方法と必要な運動量の確保
 - 3 鳴き声、ふん尿放置等による周辺住民生活の支障防止
 - 4 人の生命等の被害や迷惑の防止のためのしつけ訓練
 - 5 屋外で運動させる場合の遵守事項
 - 6 危険犬を屋外で運動させる場合の遵守事項
 - 7 犬を飼養できなくなった場合の譲渡
 - 8 子犬の譲渡にあたっての幼齢規制の趣旨の考慮
- 第5 猫の飼養及び保管に関する基準
 - 1 周辺環境に応じた適正飼養による迷惑の防止
 - 2 屋内飼養の努力、屋外飼養する場合の迷惑防止
 - 3 屋内飼養でない場合の不妊去勢等繁殖制限措置実施
 - 4 猫が飼養できなくなった場合の譲渡
 - 5 仔猫の譲渡にあたっての幼齢規制の趣旨の考慮
 - 6 飼い主のいない猫について生活環境等に配慮した管理
- 第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管
- 第7 その他 (逸走等による生態系被害防止への配慮)
- 第8 準用 (家庭動物に該当しない犬猫等への準用)

第1 一般原則

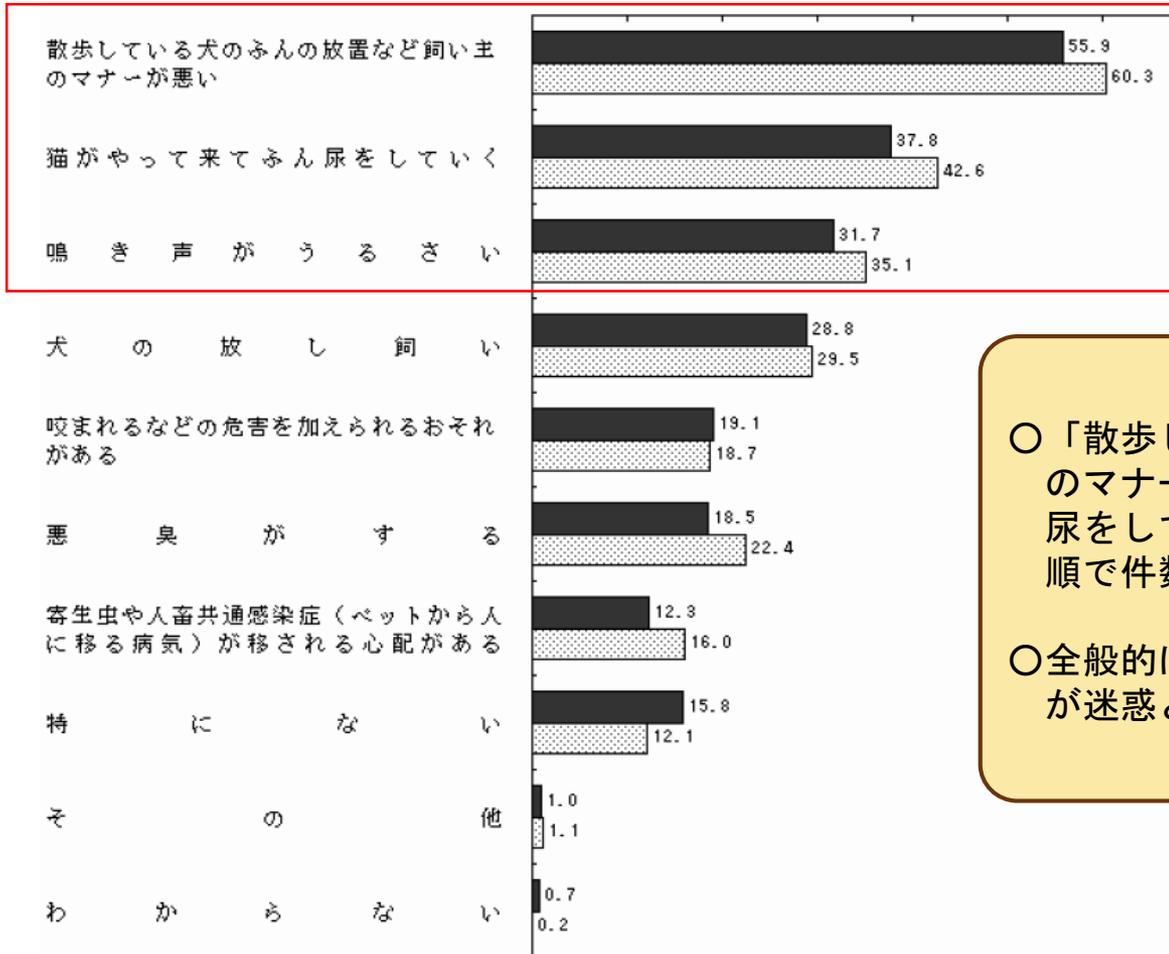
- 1 家庭動物等の所有者又は占有者 (以下「所有者等」という。) は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養 (以下「終生飼養」という。) するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めること。
- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、本来その飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等から限定的であるべきこと及び適正な飼養には十分な経費等が必要であることを認識し、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

ペット飼育による迷惑

「動物愛護に関する世論調査（平成22年調査）」より

（複数回答）

0 10 20 30 40 50 60 70 (%)



○「散歩している犬のふんの放置など飼い主のマナーが悪い」、「猫がやって来てふん尿をしていく」、「鳴き声がうるさい」の順で件数が多い。

○全般的に、平成15年度から平成22年度の方が迷惑と感じている割合が減少している。

■今回調査 (N=1,939, M. T. =221.6%)

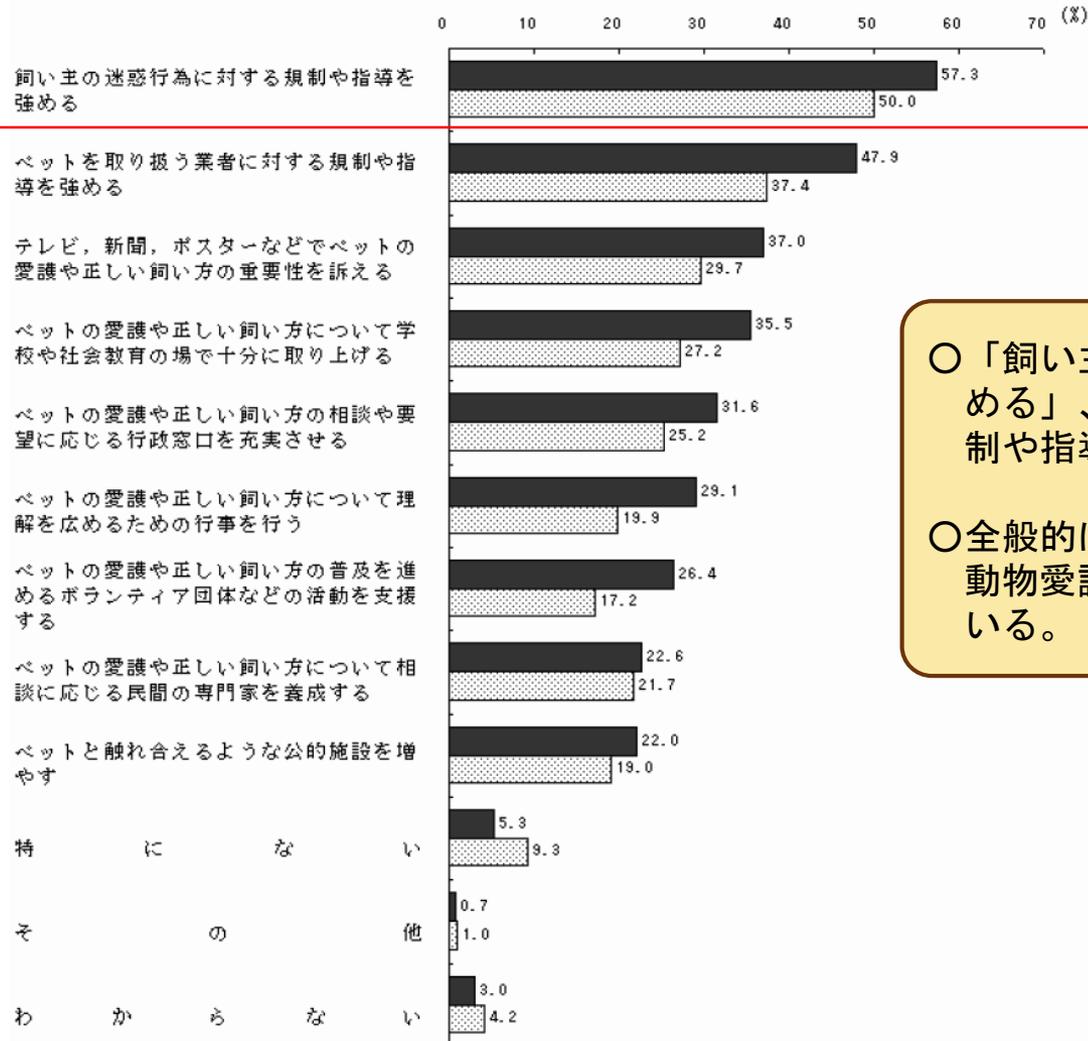
□平成15年7月調査 (N=2,202, M. T. =238.0%)

出典：動物愛護に関する世論調査（内閣府、H22）

動物愛護政策に対する要望

「動物愛護に関する世論調査（平成22年調査）」より

（複数回答）



○「飼い主の迷惑行為に対する規制や指導を強める」、「ペットを取り扱う業者に対する規制や指導を強める」の順で件数が多い。

○全般的に、平成15年度から平成22年度の方が動物愛護政策に対する要望の割合が増加している。

■今回調査 (N=1,939, M.T.=318.5%)

出典：動物愛護に関する世論調査（内閣府、H22）

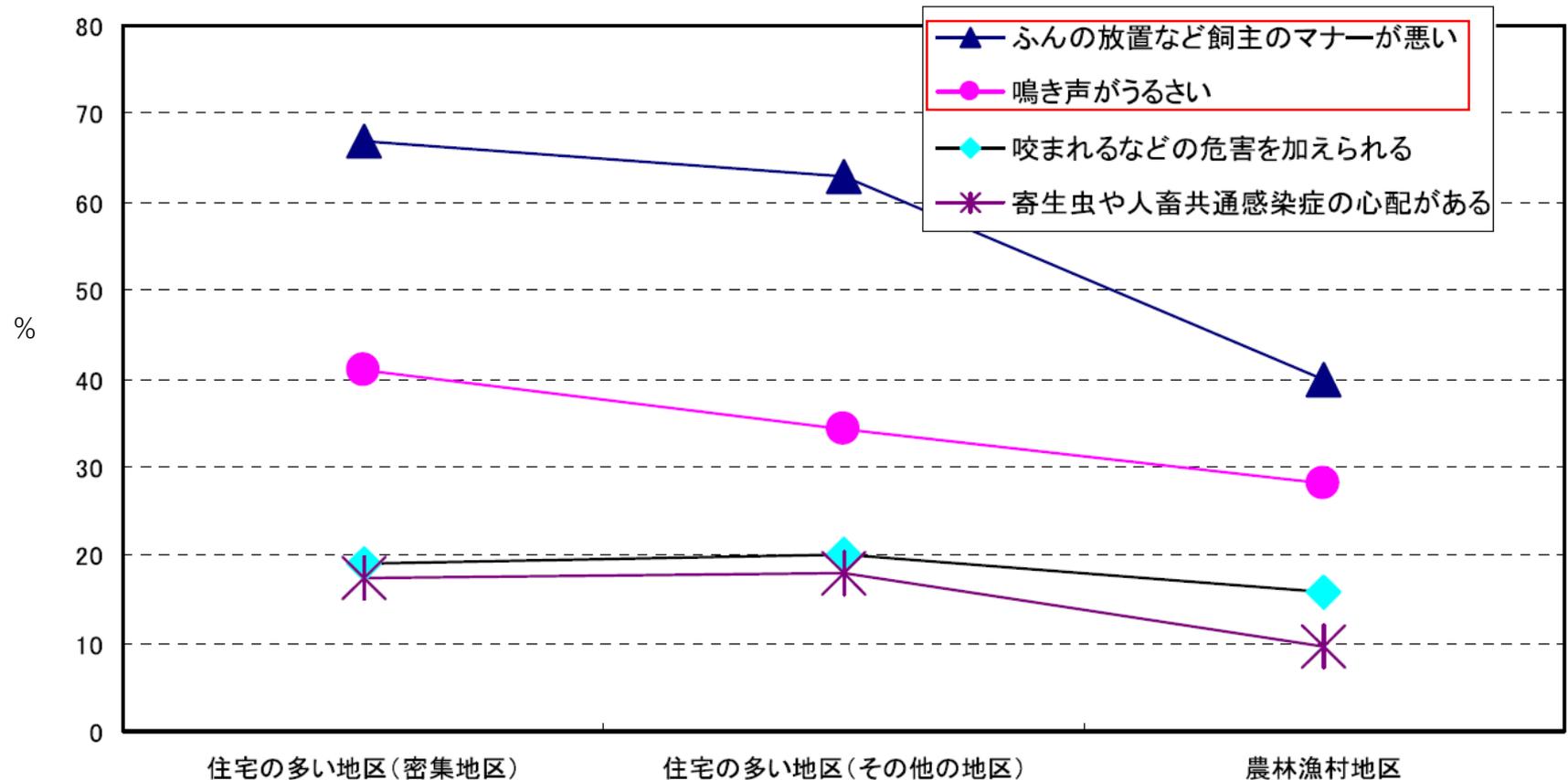
□平成15年7月調査 (N=2,202, M.T.=261.7%)

地域環境特性との関係

(第3回 動物愛護管理のあり方検討会資料 (平成16年度))

○地域特性 (都市～農村) に応じて迷惑の程度は異なるものの、住宅密集地区～農林漁村地区に至るまで、迷惑と感じる割合は一定数存在。

地域特性 (都市～農村) に応じて異なる迷惑問題

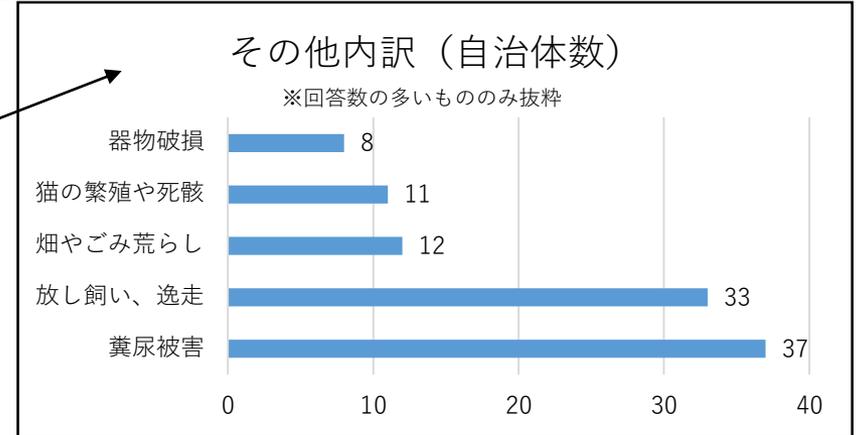
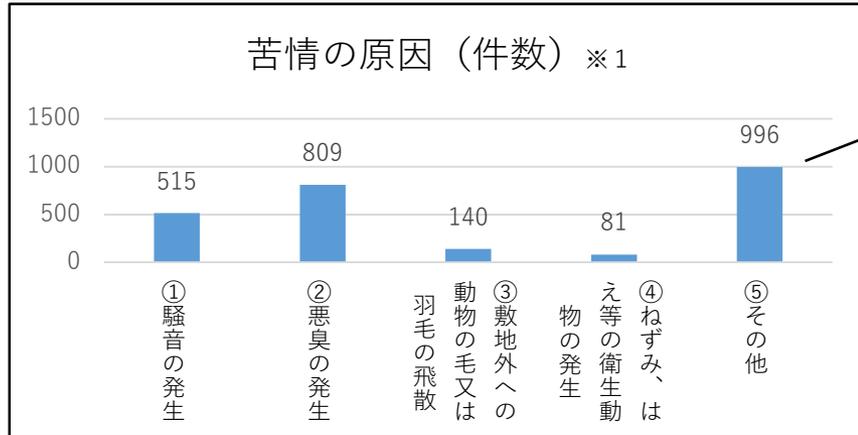


自治体への苦情件数、自治体の指導件数

(法附則第15項に基づく施行状況調査 (平成28年度実績))

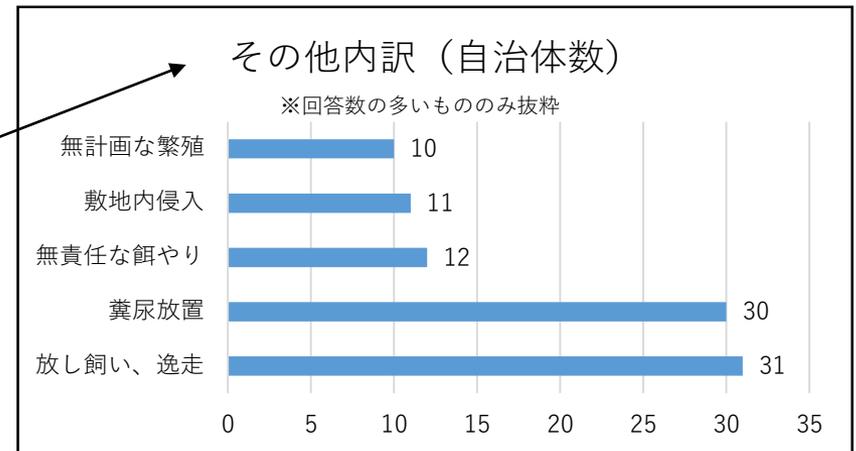
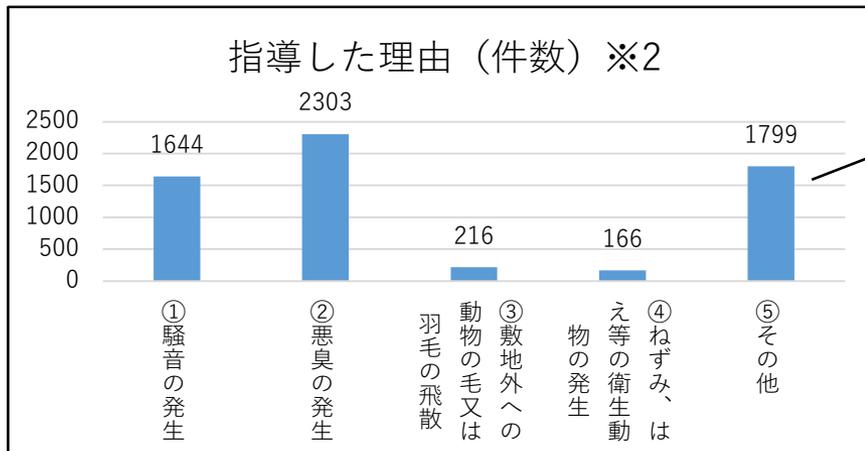
調査対象：115自治体 (都道府県、政令市、中核市)

- 苦情の原因について、「悪臭の発生」が最も多く809件、次いで「騒音の発生」が515件だった。
- 「その他」が996件で「糞尿被害」や「放し飼い、逸走」を挙げた自治体が多かった。(件数の内訳は不明)



※1 周辺的生活環境が損なわれている事態等について (法第25条、規則第12条関係等)、複数の住民から寄せられた件数、犬・猫を2頭以上飼養しているもの。

- 指導した理由について、「悪臭の発生」が最も多く2303件、次いで「騒音の発生」が1644件だった。
- 「その他」が1799件で「糞尿放置」や「放し飼い、逸走」を挙げた自治体が多かった。(件数の内訳は不明)



※2 周辺的生活環境が損なわれている事態等について (法第25条、規則第12条関係等)

騒音・悪臭に係る法規関係

環境基本法（平成5年）（←公害対策基本法（昭和42年））

騒音に係る環境基準（昭和46年，平成10年改正）

航空機騒音に係る環境基準（昭和48年）

新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年）

騒音規制法（昭和43年）

悪臭防止法（昭和46年）

第9条（国民の責務）

国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

(参考) 生活騒音の騒音レベル

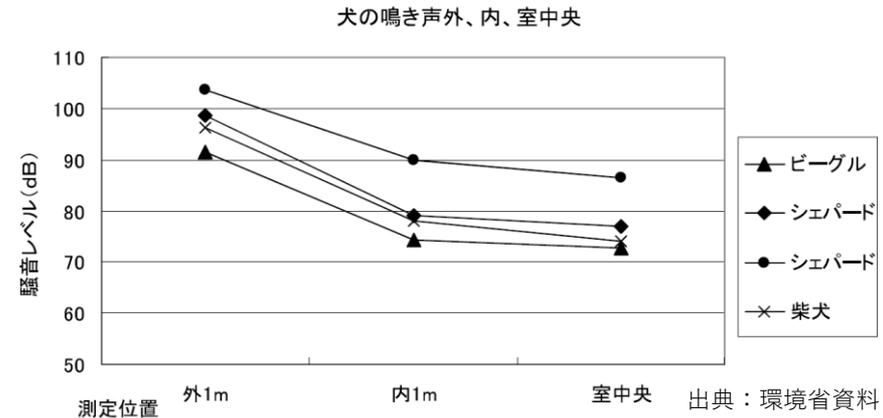
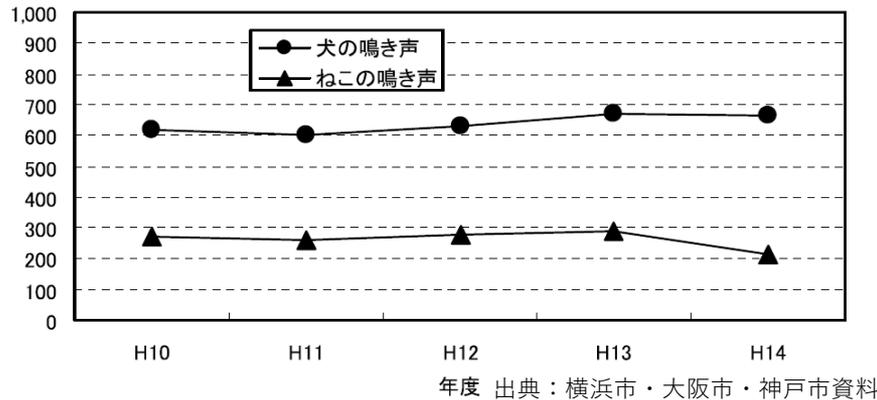
分類	発生源名	測定条件	測定数	騒音レベル(注)									
				dB(A)	30	40	50	60	70	80	90	100	
音響機器	ピアノ	正面1m点(自由曲)	13	82~92									
	ピアノ	正面1m点(バイエル104番)	13	80~90									
	電子オルガン	普通の演奏状態(正面1m点)	5	79~87									
	ステレオ	昼間の聴取状態(")	11	71~88									
	ステレオ	夜間の聴取状態(")	11	61~78									
	テレビ	昼間の聴取状態(")	9	58~74									
	テレビ	夜間の聴取状態(")	7	52~65									
家庭用機器	ボイラー	定常運転(ボイラー室の出入口から1m点)	3	47~50									
	エアコン 室内ユニット	正面1m点(強)	9	45~58									
	エアコン 室内ユニット	正面1m点(弱)	8	39~52									
	エアコン (室外)	クーラー始動時	6	42~65									
	温風ヒーター	標準状態	4	46~52									
	洗濯機	正面1m(洗濯時)	8	53~66									
	洗濯機	正面1m(脱水時)	4	51~69									
	掃除機	真上1m点	14	58~70									
	掃除機	横1m点	14	59~72									
	電動工具	横1m(負荷時)	6	80~97									
	電動工具	横1m(無負荷時)	6	78~94									
	換気扇	1m点(最多使用条件)	9	44~62									
	住宅の雑音	バス	給水音(浴室の出入口)	7	58~76								
トイレ		洗浄音(正面1m点)	13	62~71									
その他	アイドリング	横2m点(暖気状態)	6	57~62									
	アイドリング	横2m点(安定状態)	7	51~57									
	アイドリング	マフラー45°方向(50cm) (暖気状態)	6	63~77									
	アイドリング	マフラー45°方向(50cm) (安定状態)	8	60~71									
の	犬の鳴き声	正面5m	9	88~100									
他	子供の足音	上階からの足音を階下居室で測定	3	50~67									
	タイヤの落下音 (参考)	JIS A 1418	5	59~71									
	物(拡声機)	車の後方5m	7	81~93									

出典：
生活騒音の現状と
今後の課題
(環境庁、S58)

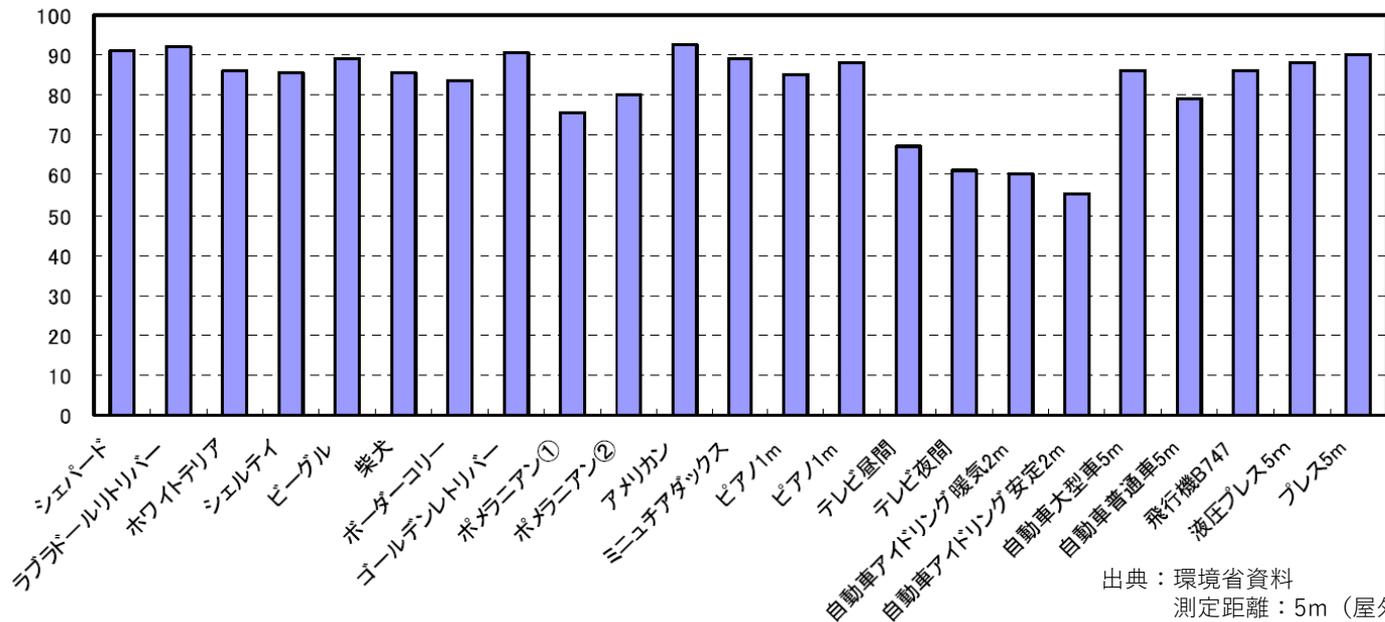
鳴き声問題

(第3回 動物愛護管理のあり方検討会資料 (平成16年度))

○犬の苦情件数は猫の苦情件数の2倍以上。
○犬の騒音レベルはどの犬種でも、また屋外・屋内でも総じて高い。



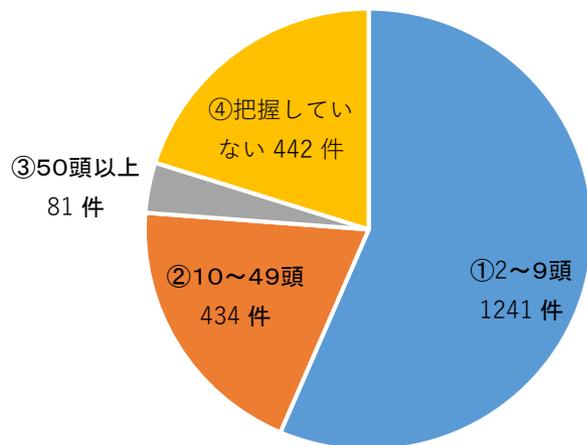
騒音レベル dB



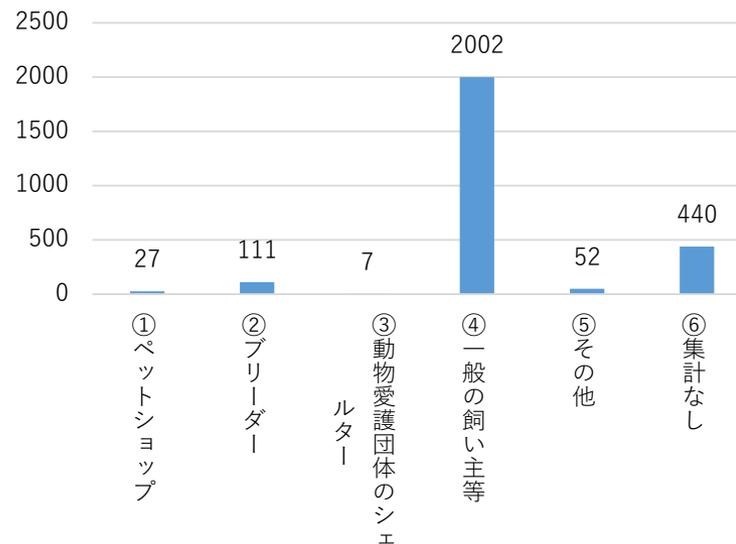
苦情箇所での飼養頭数、原因者（法第25条、規則第12条関係等） （法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績）） 調査対象：115自治体（都道府県、政令市、中核市）

- 苦情の原因箇所での飼養頭数は、「2～9頭」が半数以上を占め、「10頭以上」が1/4を占めた。
- 原因者別に見ると、「一般の飼い主等」が大多数であった。

苦情元での犬猫飼養頭数（件数）※1



苦情の原因者の内訳（件数）

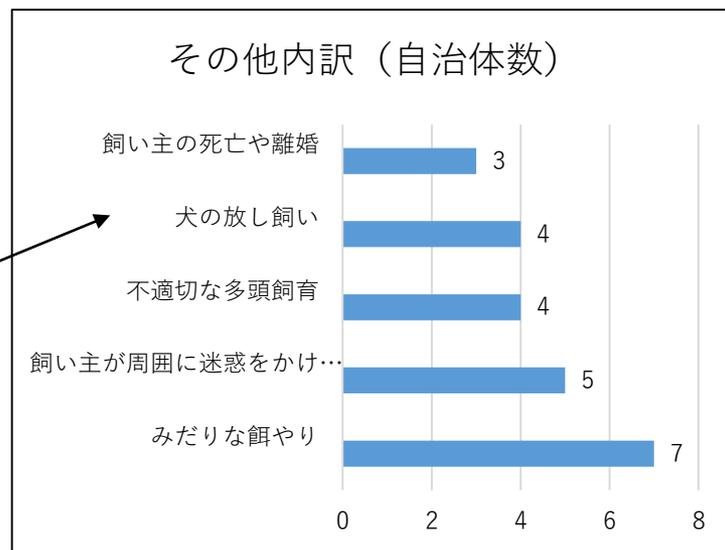
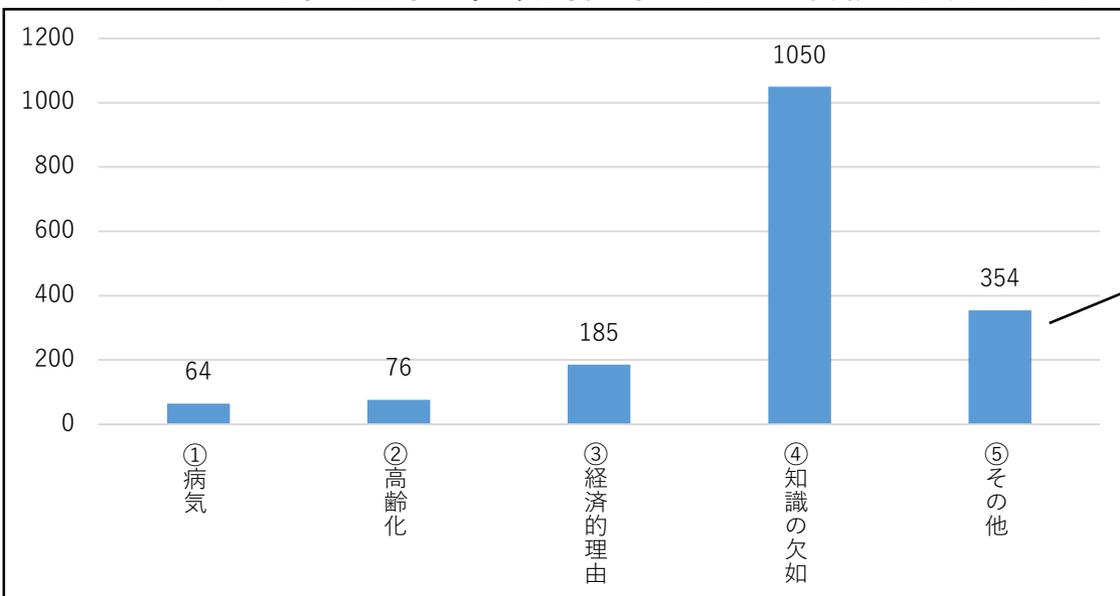


※1 周辺の生活環境が損なわれている事態等について（法第25条、規則第12条関係等）、複数の住民から寄せられた件数、犬・猫を2頭以上飼養しているもの。

一般の飼い主等に対する苦情の要因（法第25条、規則第12条関係等） （法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績）） 調査対象：115自治体（都道府県、政令市、中核市）

- 一般の飼い主等が苦情を受けるような飼育状態に至った要因としては、「知識の欠如」が圧倒的に多かった。
- 「その他」が354件で「みだりな餌やり」、「飼い主が周囲に迷惑をかけている意識が無い」、「不適切な多頭飼育」、「犬の放し飼い」を挙げた自治体が多かった。（件数の内訳は不明）

一般の飼い主等が多頭飼育等によって苦情を受けるような飼育状態に至った要因（件数※）



※ 周辺の生活環境が損なわれている事態等について（法第25条、規則第12条関係等）、複数の住民から寄せられた件数、犬・猫を2頭以上飼養しているもの。

- ①飼い主等の病気によるもの（病気により適正な飼養ができなくなった、等）
- ②飼い主等の高齢化によるもの（高齢化により適正な飼養ができなくなった、等）
- ③飼い主等の経済的な理由によるもの（不妊去勢するお金がなかった、等）
- ④飼い主等の知識の欠如によるもの（不妊去勢の必要性・正しいしつけを知らなかった等）
- ⑤その他

自治体の指導件数等（理由・動物別）（法第25条、規則第12条関係等）

（法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績））

調査対象：115自治体（都道府県、政令市、中核市）

○平成28年度については、周辺の生活環境が損なわれている事態を除去するために必要な措置を取るよう指導した件数は合計5930件、法律第25条第1項に基づく勧告、同第2項に基づく命令を発した件数は0件だった。

	周辺の生活環境が損なわれている事態を除去するために必要な措置をとるよう指導した件数	動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、指導した件数
①犬	2606件	145件
②猫	3296件	46件
③その他	28件	8件

出典：法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績）

年度	多数の飼育に起因する周辺生活環境の保全等			告発件数 (生活環境)
	法第25条第1項に基づく勧告数	法第25条第2項に基づく措置命令数	法第25条第3項に基づく命令、勧告数	法第46条の2(法第25条第2項、3項)関係命令違反)
平成20	2	1		
平成21	0	0		
平成22	3	1		
平成23	0	0		
平成24	0	0		
平成25	1	0	0	0
平成26	0	0	2	0
平成27	3	0	1	0
平成28	0	0	0	0

出典：動物愛護管理行政事務提要（平成29年度実績）

動物の不適切飼養：動物虐待の明確化

< 愛護動物のみだりな殺傷 > 2年以下の懲役又は200万円以内の罰金

< 愛護動物の虐待 > 100万円以内の罰金

- ◆ 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待

< 愛護動物の遺棄 > 100万円以内の罰金

- ✓ 第44条第3項に規定される「遺棄」とは、同条第4項各号に掲げる愛護動物を移転又は置き去りにして場所的に離隔することにより、当該愛護動物の生命・身体を危険にさらす行為のことと考えられる。
- ✓ 個々の案件について愛護動物の「遺棄」に該当するか否かを判断する際には、離隔された場所の状況、動物の状態、目的等の諸要素を総合的に勘案する必要がある。

「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」（平成26年環自総発第1412121号）より

※愛護動物：牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひる
人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの

動物愛護管理法の保護法益

動物愛護管理法において、動物のみだりな殺傷や遺棄・虐待を罰則をもって禁止し、動物取扱業に対して規制等を行うことによる保護法益は、法目的にある「動物を愛護する気風」という社会の公序良俗（社会法益）を保護すること。動物の健康・安全の保持は、「動物を愛護する気風」という公序良俗を保護するための手段という位置付け。

特定動物の飼養許可制度

特定動物の飼養・保管については、動物種毎に施設の所在する都道府県知事等の許可制

◆ 特定動物（政令により種単位で指定）約650種（ただし、特定外来生物指定種は除く。）

（例）哺乳綱霊長目おながざる科マカカ属全種〔特定外来生物であるタイワンザル等を除く〕

ひと科パン属（チンパンジー属）全種

食肉目いぬ科カニス・ルプス（オオカミ）のうちカニス・ルプス・ディンゴ（ディンゴ）及び
カニス・ルプス・ファミリアリス（犬）以外のもの

鳥綱たか目たか科 アクイラ・クリュサエトス（イヌワシ） 等

爬虫綱かめ目かみつきがめ科全種〔特定外来生物であるカミツキガメを除く〕

とかげ目コブラ科全種、くさりへび科全種 等

わに目アリゲーター科全種、クロコダイル科全種、ガビアル科全種

◆ 許可を受けるためには、特定動物の種類毎に基準を満たす施設を有するとともに、飼えなくなった時の譲渡先を探すための体制の確保などの措置が必要。

< 許可の基準（動物愛護管理法施行規則第17条抜粋） >

1. 飼養施設の構造や規模

イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造・強度であること

ロ 特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造・規模であること等

ハ イ・ロに定めるものの他、特定動物の種類毎に環境大臣が定める特定飼養施設の構造・規模に関する基準の細目を満たしていること等

2. 特定動物の飼養保管の方法が、人の生命・身体・財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと。

3. 特定動物の飼養保管が困難になった場合における措置

イ 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保

ロ 殺処分（イを行うことが困難な場合であって、自らの責任においてこれを行う場合に限る。）

2. 動物取扱業に求められる役割と今後のあり方

動物取扱業（第1種、第2種）に対する規制

第1種動物取扱業(営利)

(対象：実験動物・産業動物以外の哺乳類、鳥類、爬虫類)

42942件

(H29.4.1現在)

- ◆ 都道府県知事等への登録の義務（販売、保管、貸出し、訓練、展示等（登録拒否事由に該当しないもの））
- ◆ 標識の掲示義務
- ◆ **基準遵守義務（施行規則第8条+「第1種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」）**
- ◆ 感染症予防の努力義務
- ◆ 動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等の努力義務
- ◆ 動物取扱責任者の選任と毎年の研修受講義務

勧告
命令
報告
検査

第1種動物取扱業のうち「販売業」

20871件

- ◆ 現物確認、対面による情報提供の義務

販売業のうち「犬猫等販売業」

16004件(うち繁殖を行う者 12448件)

- ◆ 犬猫等健康安全計画の提出(登録時)、遵守義務
- ◆ 獣医師等との連携の確保を図る義務
- ◆ 終生飼養の確保を図る義務
- ◆ 幼齢の犬猫の販売等の制限(本則56日超)・・・販売の用に供するため引渡し・展示が可能な日
(親等から引き離して販売して良い日)
(附則・経過措置 施行後3年間 45日超、3年経過後～別に法律で定める日までの間 49日超)
- ◆ 犬猫等の個体に関する帳簿の作成・備付け・保存義務
- ◆ 犬猫等販売業者定期報告届出書の提出

第2種動物取扱業(非営利)

839件

- ◆ 都道府県知事等への届出の義務（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示等）
届出の対象：大型動物（馬等）・特定動物3頭、中型動物（犬猫等）10頭、それ以外50頭以上
- ◆ **基準遵守義務（施行規則第10条の9+「第2種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」）**

勧告
報告
検査

第一種動物取扱業の業者の例

営利性がある業

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 ○露天等における販売のための動物の飼養業者 ○飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットホテル業者 ○美容業者（動物を預かる場合） ○ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○動物園 ○水族館 ○移動動物園 ○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者（ふれあいを目的とする場合） ○動物カフェ
競りあっせん業	動物売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法により行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○動物オークション市場の運営業者
譲受飼養業	有償で動物を譲り受けてその飼養を行う業	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢の犬や猫などを世話する「老犬・老猫ホーム」の事業者



第二種動物取扱業の業者の例

非営利の活動で、人の居住部分と区分できる飼養施設を持ち、一定頭数以上の動物を取り扱う場合

(例) 動物愛護団体の動物保護シェルター、公園等での展示など

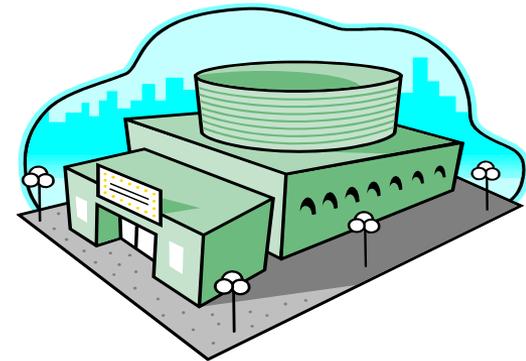
対象となる飼養予定頭数

- 馬・ウシ・ダチョウ等の大型の哺乳類又は鳥類、特定動物
・・・合計3頭以上
- 犬・猫・うさぎ等の中型の哺乳類・鳥類又は爬虫類
・・・合計10頭以上
- 上記以外の動物（哺乳類・鳥類又は爬虫類）
・・・合計50頭以上

対象となる飼養施設（人の居住部分と区分できる飼養施設）

- 専用の飼養施設
- 飼養のための人の居住部分と区分されたスペース
- 飼養場所を人の居住部分と区分するケージ等の設備

動物愛護団体の
動物保護シェルター等



動物取扱業の現状等

「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）」より

動物取扱業の種別の登録／届出件数（平成29年4月1日現在）

	総事業 所数	販売（譲渡し）			保管	貸出 し	訓練	展示	競り あっ せん 業	譲り 受け 飼養 業	計 （の べ 数）
		うち犬猫販売業		うち繁 殖を行 う者							
第一種動物 取扱業	42,942	20,871	16,004	12,448	25,799	1,286	4,433	3,363	26	118	55,896
第二種動物 取扱業	839	607	－	－	137	53	34	256	－	－	1,087

第一種動物取扱業：ペットショップ、ペットサロンなどの営利性のある業、法第10条第1項に基づく都道府県知事等への登録が必要

第二種動物取扱業：動物保護施設などで営利性がない業で施設を有し、一定頭数以上*の動物を取扱う者。法第24条の2に基づく都道府県知事等への届出が必要。

*大型動物（牛、馬、ダチョウ等の哺乳類、鳥類、爬虫類）3頭、中型動物（犬猫等の哺乳類、鳥類、爬虫類）10頭、それ以外50頭

動物取扱業に対する行政による勧告、命令、立入検査件数等（平成28年度）

	法第23条 第1項・ 第2項に 基づく勧 告数	法第23条 第3項に 基づく措 置命令数	法第24条 第1項に 基づく立 入検査件 数	法第24条 第1項に 基づく立 入件数(施 設数)	法第19条 に基づく 業務停止 命令数	法第19条 に基づく 登録取消 命令数	告発 （無登録 営業／無 届出業）	告発 （その他）
第一種動物 取扱業	18	0	28,611	24,079	1	1	0	0
第二種動物 取扱業	0	0	475	332	－	－	0	0

動物取扱業者登録・届出状況（環境省調べ）

動物取扱業者の登録・届出状況（総括表）

	第一種動物取扱業 総事業所数	第一種動物取扱業者種別内訳									計 (のべ数)	第二種動物取扱業 総事業所数	第二種動物取扱業者種別内訳					計 (のべ数)
		販売	販売のうち 犬猫等 販売業	犬猫等販売業のうち 繁殖を行う者	保管	貸出し	訓練	展示	競り あっせん 業	譲受 飼養業			譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
平成20年9月1日現在	34,224	21,872			16,490	765	2,820	1,900			43,847							
平成21年4月1日現在	36,101	22,875			17,493	853	3,058	2,001			46,280							
平成22年4月1日現在	38,460	23,866			18,868	856	3,325	2,150			49,065							
平成23年4月1日現在	39,897	24,299			20,162	975	3,544	2,281			51,261							
平成24年4月1日現在	39,702	23,086			21,048	911	3,646	2,344			51,035							
平成25年4月1日現在	39,568	21,715			21,592	999	3,746	2,379	9	20	50,460							
【登録・届出状況】 平成26年4月1日現在	39,874	20,846	15,890	11,983	22,575	999	3,950	2,527	23	44	50,964	336	215	58	28	15	137	453
平成27年4月1日現在	40,921	20,944	16,171	12,392	23,834	1,071	4,185	2,750	22	64	52,870	480	314	76	35	17	190	632
平成28年4月1日現在	42,367	21,104	16,510	12,603	25,103	1,127	4,377	2,999	22	91	54,823	683	485	112	42	23	225	887
平成29年4月1日現在	42,942	20,871	16,004	12,448	25,799	1,286	4,433	3,363	26	118	55,896	839	607	137	53	34	256	1,087

※平成25年9月1日の改正法施行により「第二種動物取扱業」「犬猫等販売業」「繁殖を行う者」の項目を追加した。

移動販売の課題等について

(法附則第15項に基づく施行状況調査 (平成28年度実績))

調査対象：115自治体 (都道府県、政令市、中核市)

移動販売：動物販売業者が、動物取扱業の登録を受けた事業所以外の場所で動物を販売すること

1、地方自治体による条例等の規制状況 (調査対象115自治体のうち2自治体のみが条例等により規制)

(A自治体)

①犬猫の輸送に関する記録を保存すること (業者間取引も含む)

輸送後に犬猫を受け取った業者は、輸送前及び輸送後の飼養施設所在地、輸送完了年月日、犬猫の種類、性別等を記載した帳簿を作成し、5年間保存

②輸送完了後、販売施設において2日間の健康確認を行った後に販売するよう努めること (一般消費者に販売する場合)

(B自治体)

移動履歴の記録の保持の義務化及び小売販売施設に移動した場合の健康確認についての努力規定

2、地方自治体アンケートによる移動販売・展示業者の把握事業者数及び課題と考えられる事項について

移動販売業者数	155
展示販売事業者数	576

課題	自治体数
動物の負担が大きい	9
事前の施設確認が出来ない	8
概ね24時間以内の営業の場合、別の登録が必要ないことから把握が困難	8
移動時間や休憩時間などの規定が必要	7
苦情があった場合既に施設がなく、現地での指導が出来ない	6
苦情があった場合に事業者の特定などが出来ずアフターフォローが出来ない	5
自治体を越えた移動の場合、把握が困難	4

※回答数の多い
上位のみ抜粋

改正動物愛護管理法Q&A 動物愛護論研究会 編著

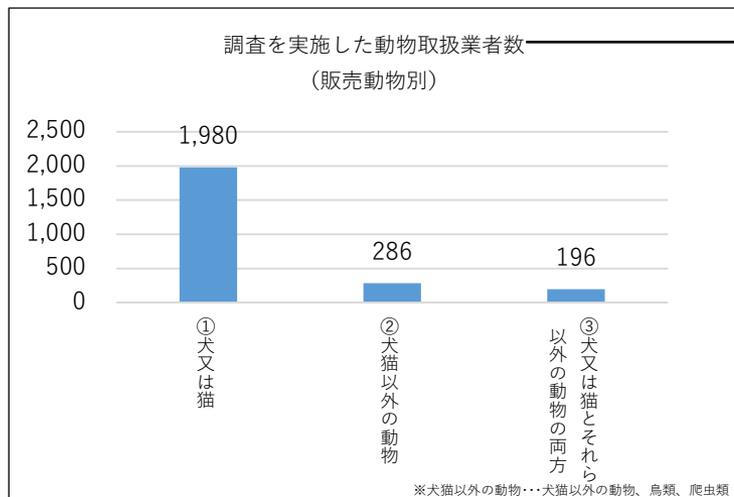
すでに動物取扱業の登録を受けている者が、登録を受けている事業所以外の場所で動物の取扱いを業として行おうとする場合ですが、事業を行うための施設があり、かつ、一定の時間 (概ね24時間) を越える業活動が発生しているとき等には、「すでに登録を受けている事業所とは異なる別の独立した事業所」とみなされることになるので、別途に動物取扱業の登録を受ける必要があると考えられています。

インターネット販売の課題等について

(法附則第15項に基づく施行状況調査(平成28年度実績))

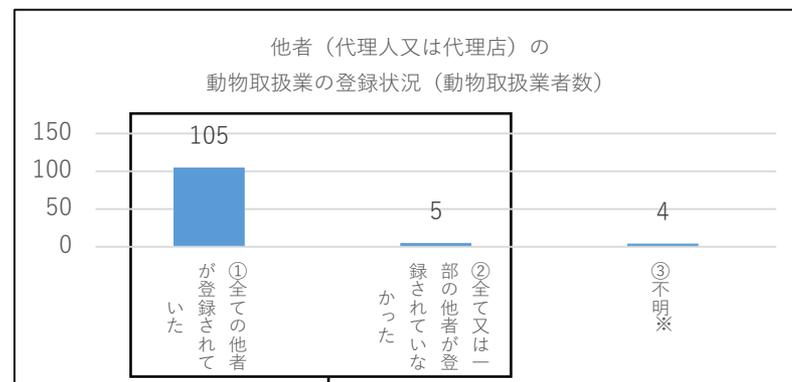
調査対象: 115自治体(都道府県、政令市、中核市)

地方自治体による調査の実施結果について

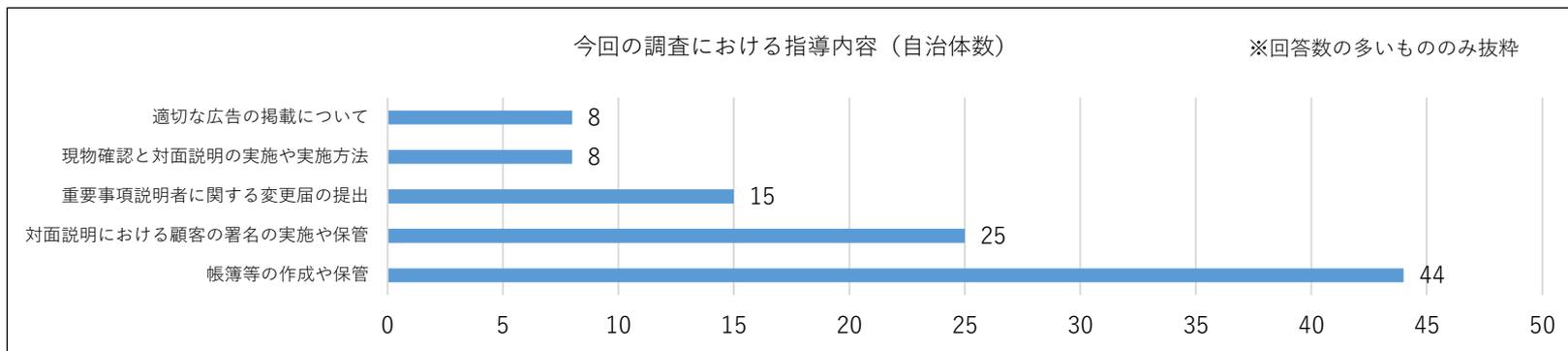


代理契約を結んで他者(代理人又は代理店)に販売を任せたとある動物取扱業者数

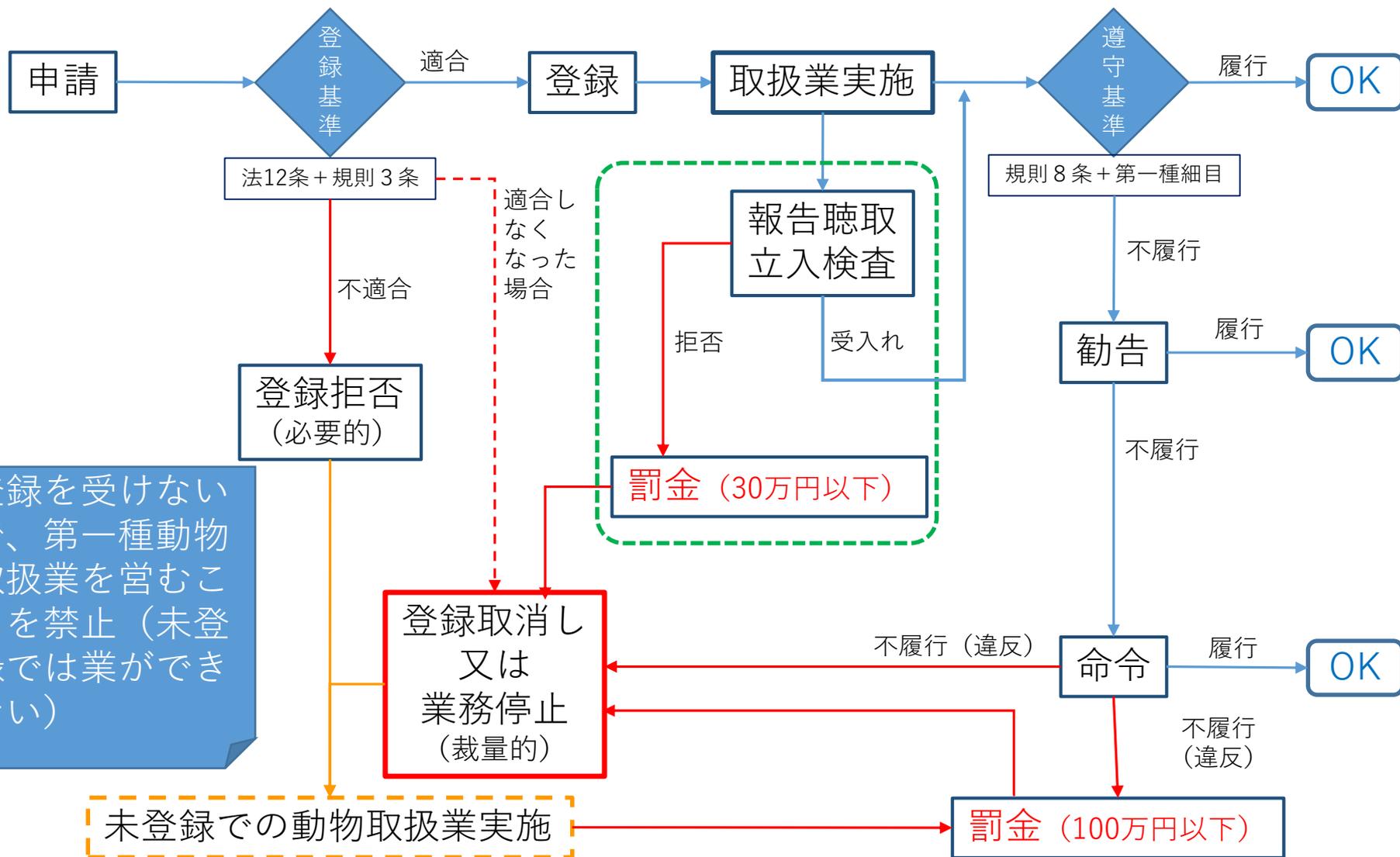
114業者



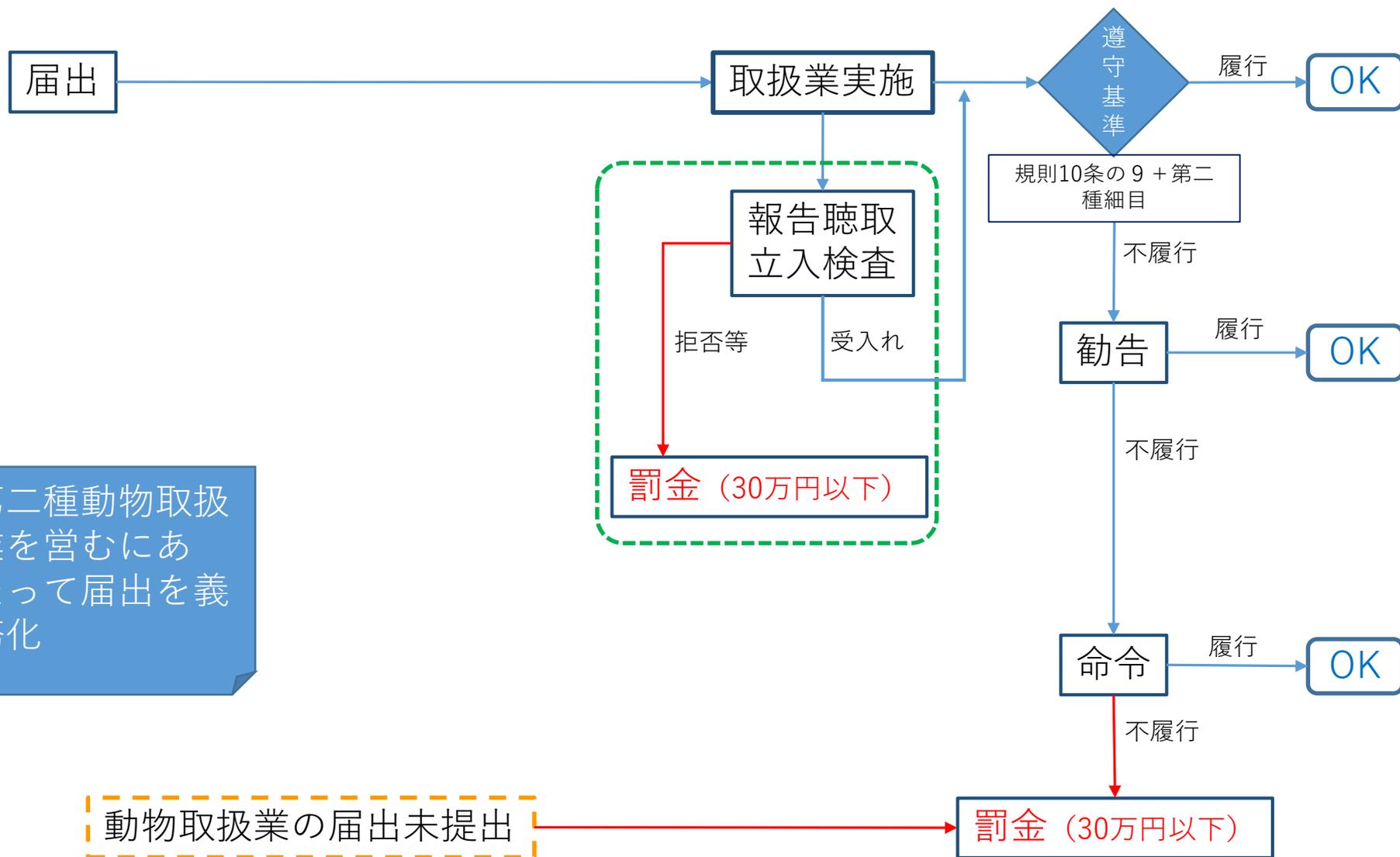
このうち、他の自治体で動物取扱業の登録がされている他者(代理人又は代理店)が含まれていた動物取扱業者数: 94業者



第一種動物取扱業の制度の主な体系 (イメージ)



第二種動物取扱業の制度の体系（イメージ）



第二種動物取扱業を営むにあたって届出を義務化

動物取扱業の届出未提出

第一種動物取扱業と第二種動物取扱業の遵守基準の違いについて

遵守基準（規則8条＋第一種細目）

1. 離乳期を終えてから販売
2. 輸送等に十分な耐性ができてから販売等
3. 2日間目視観察の上で販売等
4. 展示時間は8～20時（猫カフェ22時）
5. 販売する動物の特性等の情報を文書で説明
6. 5.の情報を受け取った旨の顧客の署名等
7. 獣医師によるワクチン接種等の証明書添付
8. 貸し出す動物の特性等の情報を文書で説明
9. 競りにおいて5.の説明がなされていることの確認
10. 販売等の顧客情報を登録した台帳の作成と保管
11. 取引の相手が法令に違反していないことの確認
12. その他細目で定めるもの



第一種動物取扱業の遵守すべき動物の管理方法等の細目

飼養施設の管理（清掃、保守点検、施錠等）
設備の構造及び規模（大きさ、構造、材質等）
設備の管理（給餌、休息設備、清掃、施錠等）
動物の管理

動物の飼養又は保管

動物の疾病等に係る措置

動物の繁殖

動物の輸送

動物の顧客等との接触、譲渡し等

その他

その他遵守すべき基準

業の実施の広告

動物の情報の表示

動物取扱責任者研修の成果共有

動物の取引状況の台帳整備・保存

競りへの違反業者の参加禁止

遵守基準（規則10条の9＋第二種細目）

1. 譲渡業者に対して譲渡先への情報提供
2. 譲渡業者に対して譲渡先へのワクチン接種等の記録交付
3. 貸出し業者に対して貸出し先への譲渡提供
4. その他細目で定めるもの



第二種動物取扱業の遵守すべき動物の管理方法等の細目

飼養施設の管理（清掃、保守点検、施錠等）

施設・設備の構造及び規模（大きさ、構造、材質等）

設備の管理（給餌、休息設備、清掃、施錠等）

動物の管理

動物の飼養又は保管

動物の疾病等に係る措置

動物の繁殖

動物の輸送

動物の見物客等との接触

動物の譲渡し・貸出し

その他

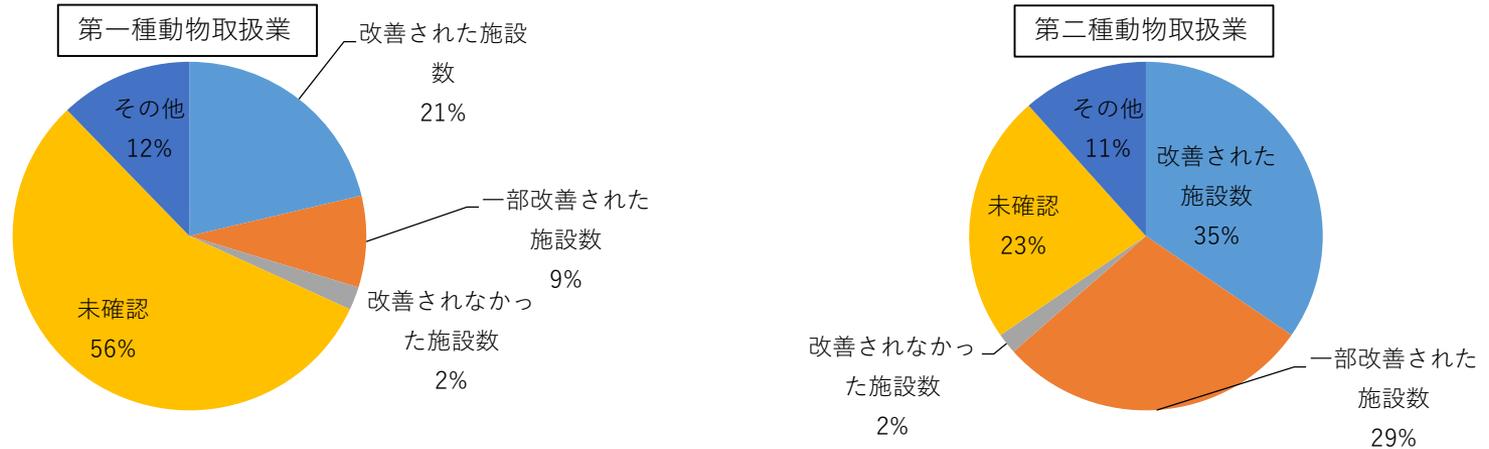
第一種動物取扱業と第二種動物取扱業について

(法附則第15項に基づく施行状況調査(平成28年度実績))

調査対象: 115自治体(都道府県、政令市、中核市)

地方自治体による調査の実施結果について

	立入検査 実施施設数	指導施設数	改善された 施設数	一部改善された施 設数	改善されなかった 施設数	未確認	その他
第一種動物取扱業	25053	4899	957	382	97	2517	547
第二種動物取扱業	442	57	18	15	1	12	6



<第二種動物取扱業者に対する監視における主な指導内容(1自治体5例ずつ回答)>

※回答の多いもの上位を抜粋

指導内容	自治体数
定期的な清掃・消毒、汚物等の適正な処理、衛生管理及び周辺的生活環境の保全に支障が生じないように清潔に保つよう改善を図ること。	17
点検台帳を整備し、日々の清掃、健康管理、動物の増減状況等の記録を残すこと。	15
飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに職員数に見合ったものとするよう改善を図ること。	10
ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理するよう改善を図ること。	9
臭気、動物の毛等による飼養施設的环境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理する等の改善を図ること。	7

3. 行政機関が果たすべき役割、民間との連携のあり方

犬・猫の引取り状況（都道府県・政令市・中核市の合計）

「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）」より

犬・猫の引取り状況（都道府県・政令市・中核市の合計）

	犬			猫			合計		
	引取り数	処分数		引取り数	処分数		引取り数	処分数	
		返還・譲渡数	殺処分数		返還・譲渡数	殺処分数		返還・譲渡数	殺処分数
平成16年度	181,167	25,297	155,870	237,246	4,026	238,929	418,413	29,323	394,799
平成17年度	163,578	24,979	138,599	228,654	3,936	226,702	392,232	28,915	365,301
平成18年度	142,110	28,942	112,690	232,050	4,427	228,373	374,160	33,369	341,063
平成19年度	129,937	29,942	98,556	206,412	6,179	200,760	336,349	36,121	299,316
平成20年度	113,488	32,774	82,464	201,619	8,311	193,748	315,107	41,085	276,212
平成21年度	93,807	32,944	64,061	177,785	10,621	165,771	271,592	43,565	229,832
平成22年度	85,166	33,464	51,964	164,308	11,876	152,729	249,474	45,340	204,693
平成23年度	77,805	34,282	43,606	143,195	12,680	131,136	221,000	46,962	174,742
平成24年度	71,643	33,269	38,447	137,745	14,858	123,400	209,388	48,127	161,847
平成25年度	60,811	32,092	28,570	115,484	16,320	99,671	176,295	48,412	128,241
平成26年度	53,173	31,625	21,593	97,922	18,592	79,745	151,095	50,217	101,338
平成27年度	46,649	29,637	15,811	90,075	23,037	67,091	136,724	52,674	82,902
平成28年度	41,175	30,500	10,424	72,624	26,886	45,574	113,799	57,386	55,998

犬・猫の引取り数等の内訳「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）」より

犬・猫の引取り等（法第35条関係）

	引取り数					処分数					
	飼い主から		所有者不明		合計	返還数	返還数のうち幼齢個体	譲渡数	譲渡数のうち幼齢個体	殺処分数	殺処分数のうち幼齢個体
	成熟個体	幼齢の個体	成熟個体	幼齢の個体							
犬	4,228	435	30,003	6,509	41,175	12,854	48	17,646	4,450	10,424	1,943
猫	6756	4305	15736	45827	72624	273	52	26,613	16,790	45,574	29654
合計	10,984	4,740	45,739	52,336	113,799	13,127	100	44,259	21,240	55,998	31,597

（注）

幼齢の個体は主に離乳していない個体を示す。

引取り数の所有者不明の成熟個体には、狂犬病予防法に基づく抑留が含まれる。

引取り数の所有者不明には、一部、県・市条例に基づく収容を含む。

殺処分数には、幼齢個体などの保管中の病気等による自然死も含まれる。

成熟個体と幼齢の個体を区別していない自治体にあつては、成熟個体に計上している。

負傷動物（犬・猫）の引取り等（法第36条関係）

	収容数	処分数					
		返還数	返還数のうち幼齢個体	譲渡数	譲渡数のうち幼齢個体	殺処分数	殺処分数のうち幼齢個体
犬（負傷）	981	289	1	222	30	451	43
猫（負傷）	11,475	423	14	2,938	1,319	7,828	2,429

自治体に引き取られる犬・猫の動き

「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）」より

現状と課題

犬猫を取り巻く現状と課題 ～なぜ犬や猫の殺処分がなくなるのか～

全体の引取り数

	11.4万頭
犬	4.1万頭
猫	7.3万頭

所有者(飼い主)



所有者からの引取り

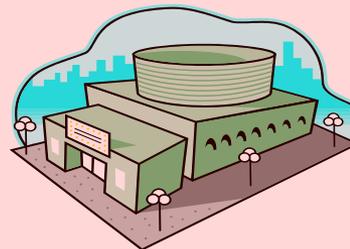
	1.6万頭
犬	0.5万頭
猫	1.0万頭

飼い主に返還

	1.3万頭
犬	1.3万頭
猫	273頭

地方自治体

動物愛護センター等



殺処分

	5.6万頭
犬	1.0万頭 (うち仔犬が、0.2万頭)
猫	4.5万頭 (うち仔猫が、3.0万頭)

飼育頭数	計1973万頭※
犬	988万頭
猫	985万頭

新たな飼い主に譲渡

	4.4万頭
犬	1.8万頭
猫	2.7万頭

拾得者等からの引取り等

	9.8万頭 (うち仔犬子猫が5.2万頭)
犬	3.7万頭 (うち仔犬が0.7万頭)
猫	6.1万頭 (うち子猫が4.6万頭)

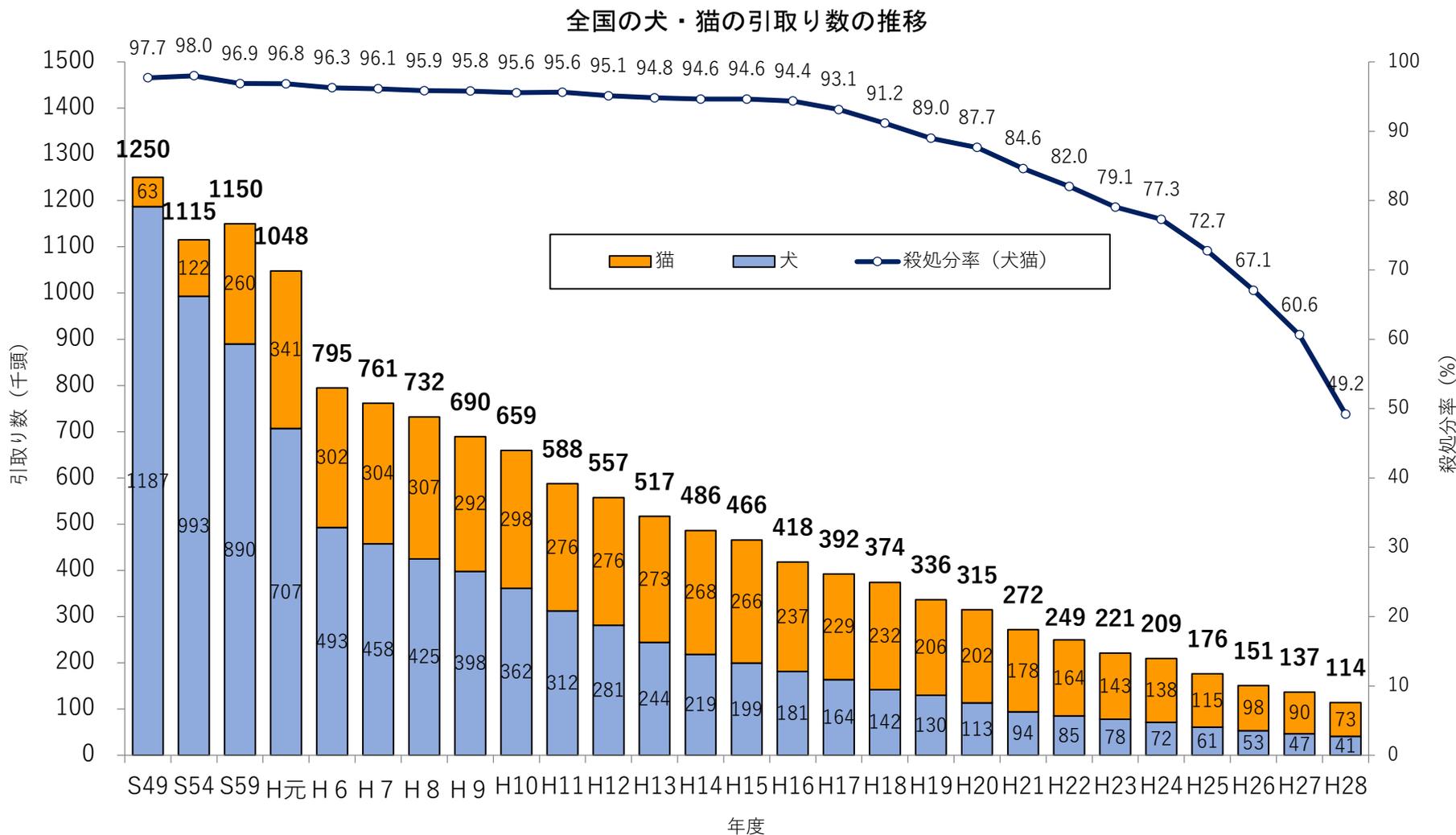
迷子、逸走、捨て犬・猫、 野良犬・猫や野外での繁殖個体



※ 一般社団法人ペットフード協会調べ
平成28年全国犬猫飼育実態調査より
他の数値は、事務提要2017年版より

犬・猫の引取り数の推移 「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）」より

○犬・猫の引取り数は年々減少している。平成28年度では約11.4万頭（犬4.1万頭、猫7.3万頭）である。



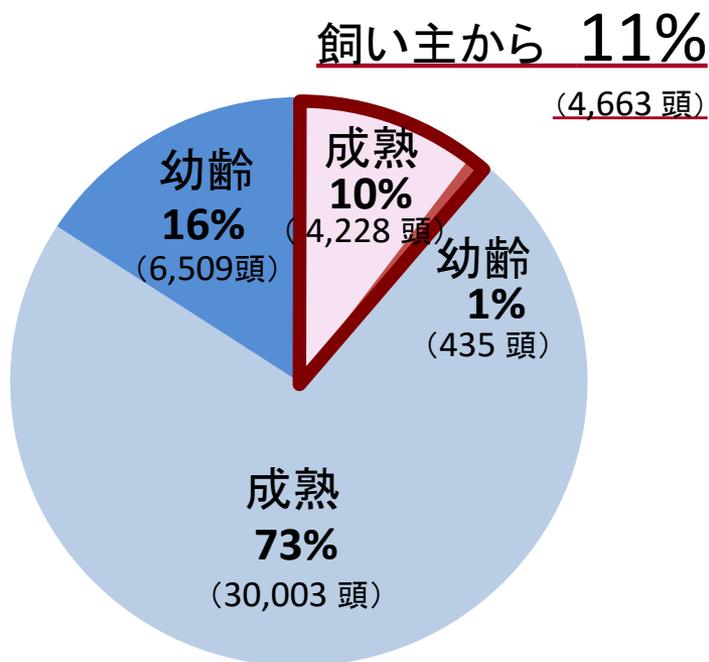
・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～環境省調べ
 ・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

犬・猫の引取り数の内訳

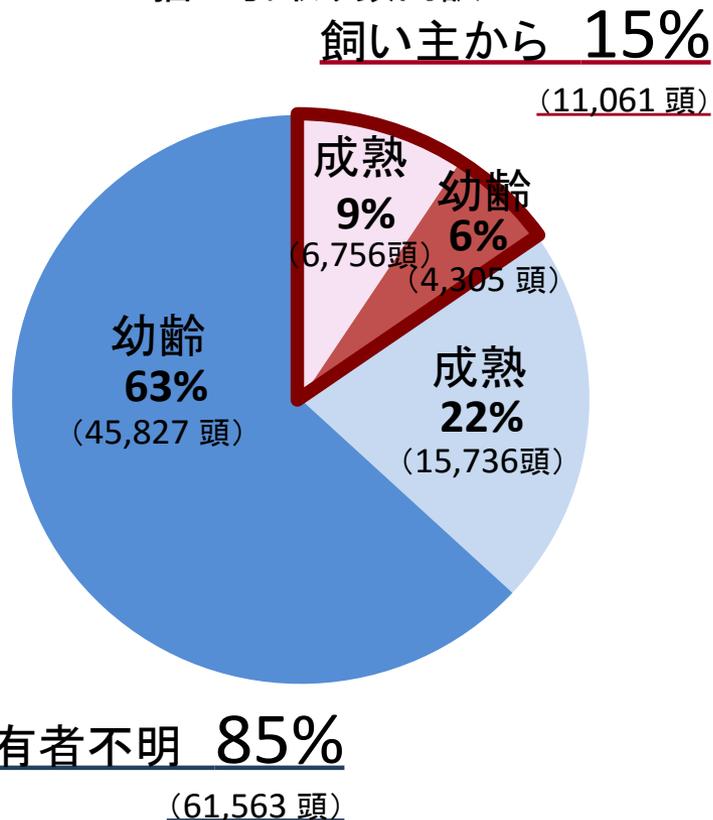
「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）」より

- 引き取られた犬・猫の内訳を見ると、所有者不明の個体は犬猫ともに8割以上を占めている。
- 引取り数と殺処分数を減少させるためには、飼い主に対して飼い犬・猫の逸走防止など適正飼養の徹底を求めるとともに、所有者不明の犬猫の多くを占める、いわゆる野良犬、野良猫対策が重要である。

犬の引取り数内訳



猫の引取り数内訳



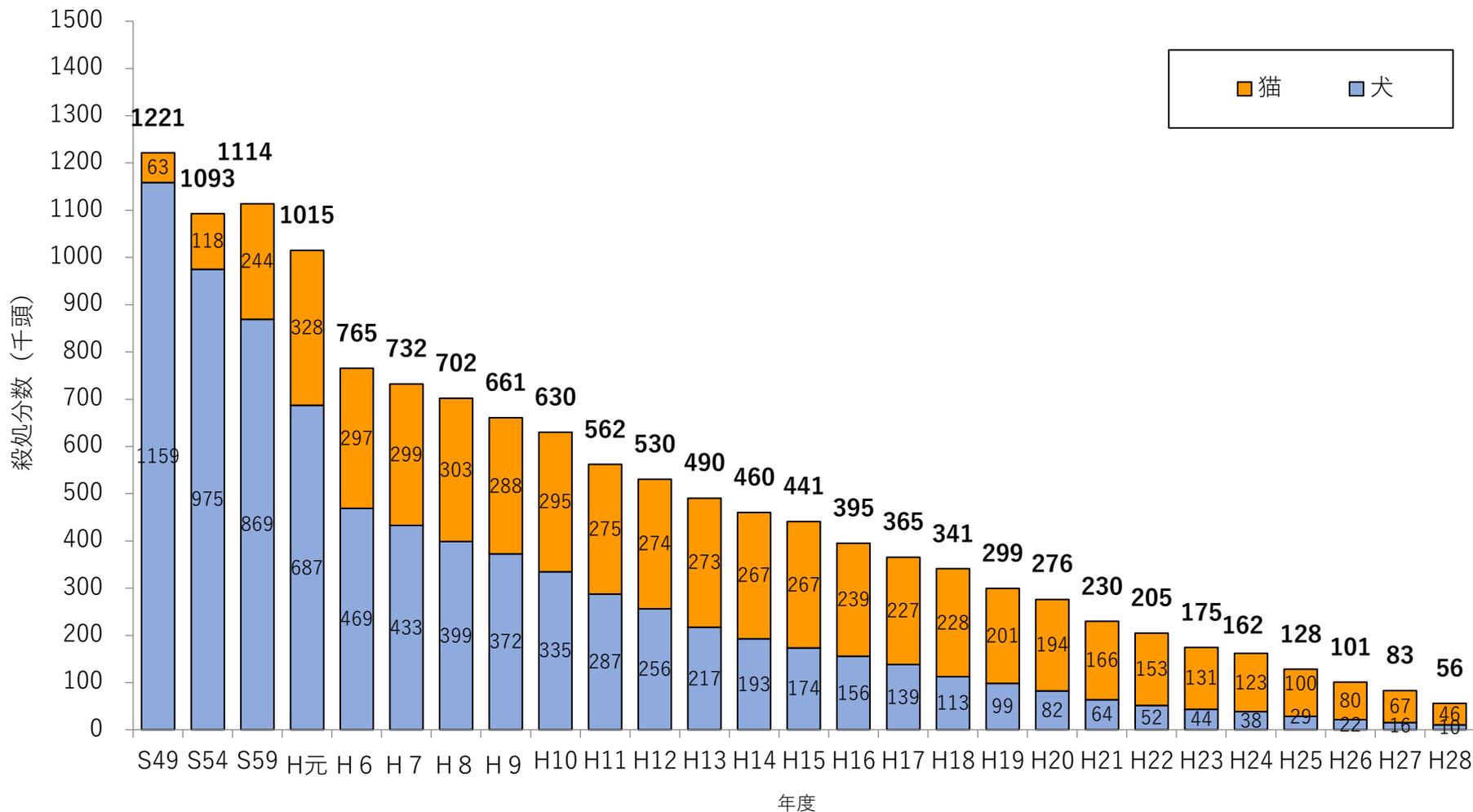
※平成28年度の数值

犬・猫の殺処分数の推移

「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）」より

○犬・猫の殺処分数は年々減少している。平成28年度では約5.6万頭（犬約1.0万頭、猫約4.6万頭）

全国の犬・猫の殺処分数の推移



・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～環境省調べ
・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

都道府県等による犬猫の引取りに関する規定等

1. 所有者からの犬猫の引取り(第35条第1項)

都道府県等は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

(犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合)

施行規則第21条の2 法第35条第1項 ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- ① 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- ② 引取りを繰り返し求められた場合
- ③ 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- ④ 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- ⑤ 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- ⑥ あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、法第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

2. 所有者の判明しない犬猫の引取り(第35条第3項)

第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。



<附帯決議8>(平成24年8月参議院環境委員会)

飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。

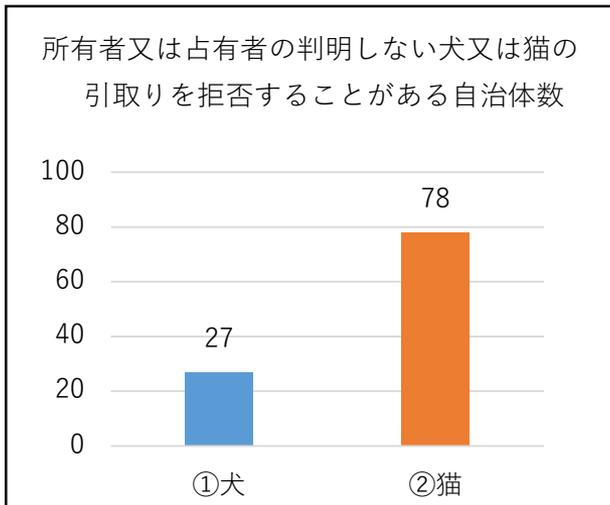
3. 引き取りを行った犬猫の譲渡の努力(第35条第4項)

引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、(中略)所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努める。

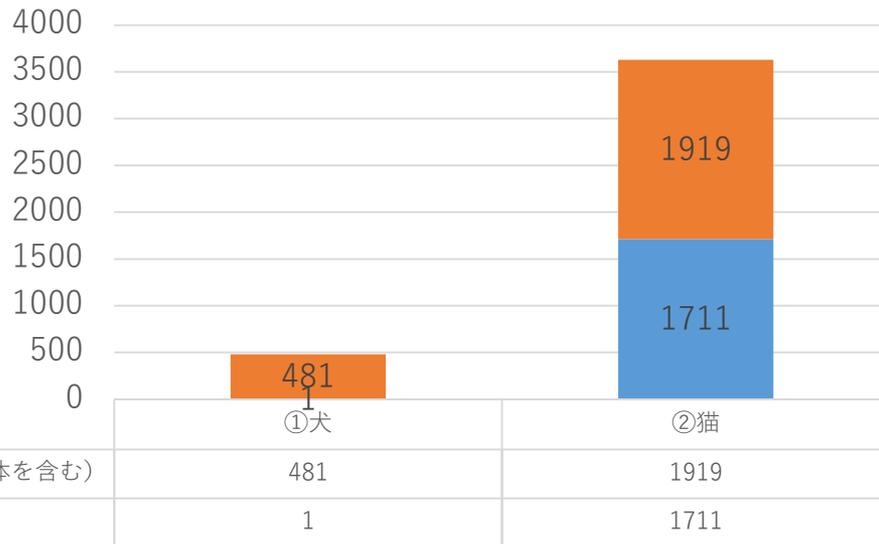
自治体による犬・猫の引取り①

(法附則第15項に基づく施行状況調査 (平成28年度実績))

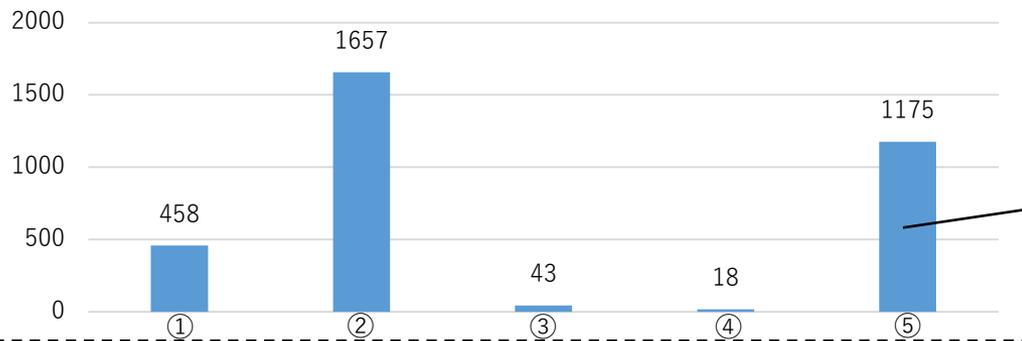
調査対象：115自治体 (都道府県、政令市、中核市)



引取りを拒否している件数



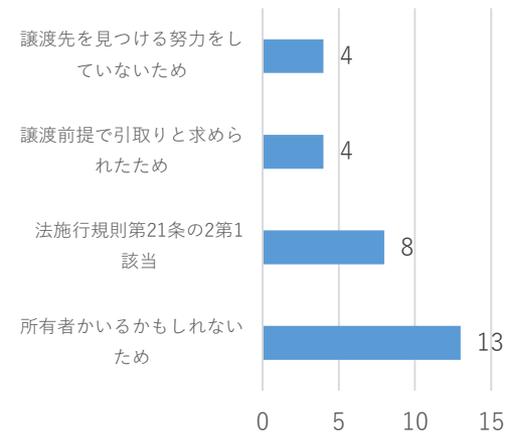
拒否の理由 (件数)



- ①「捕獲檻で捕獲された猫への対応について」(平成27年6月17日、事務連絡)があるから
- ②附帯決議で駆除目的に捕獲された猫の引取りは原則認めないとなっているから
- ③殺処分ゼロ目標等の達成のため
- ④条例に規定があるから
- ⑤その他

その他の内訳 (自治体数)

※回答数の多いもののみ抜粋



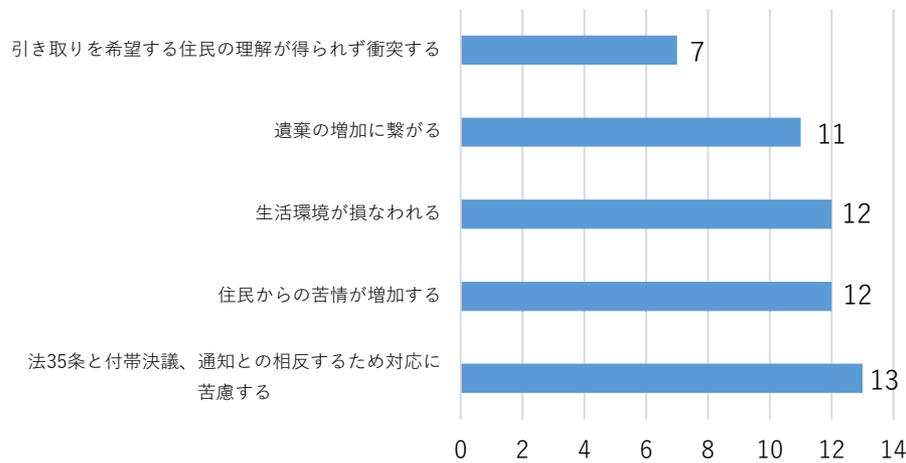
自治体による犬・猫の引取り②

(法附則第15項に基づく施行状況調査 (平成28年度実績))

調査対象：115自治体 (都道府県、政令市、中核市)

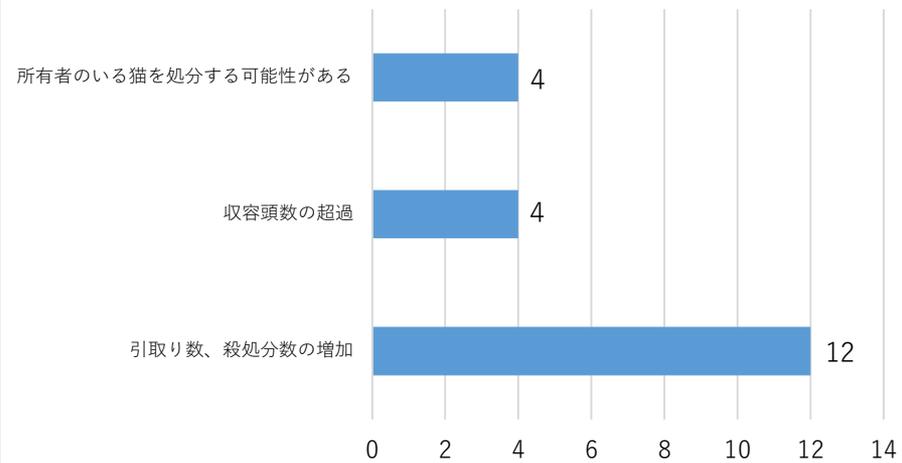
拒否したことによる課題 (自治体数)

※回答数の多いもののみ抜粋



拒否していないことによる課題 (自治体数)

※回答数の多いもののみ抜粋



殺処分ゼロ目標の考え方の再整理

動物愛護管理法改正(H24.9)

都道府県等に、引き取った動物について、殺処分がなくなることを目指して、返還・譲渡の努力義務を追加（法第35条第4項）

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」アクションプランの発表（H25.9～）

<目的> 命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目標に、殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを旨とする

<殺処分をなくすためのポイント> 飼い主責任等に関する普及啓発を徹底し、飼い主等の意識向上を図る／飼い主等からの引取り数を減らす／引き取った犬猫の飼い主への返還や希望者への譲渡数を増やす

「殺処分ゼロ」に注目集まる

国民の関心が高まり、一定の状況改善をみる一方で、様々な課題や弊害の発生についての指摘あり。

動物愛護管理行政事務提要の殺処分数の分類

	殺処分数			
	分類①	分類②	分類③	計
犬の処分数	4,174	5,223	917	10,424
幼齢個体(内数)	(279)	(1,474)	(190)	(1,943)
猫の処分数	12,161	25,856	7,557	45,574
幼齢個体(内数)	(5,485)	(18,957)	(5,212)	(29,654)

- 分類① 譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- 分類② 分類①以外の処分
- 分類③ 引き取り後の死亡

動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）

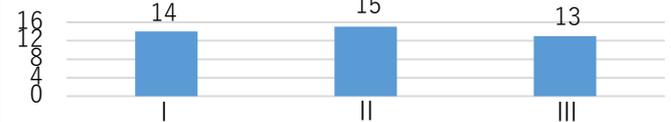
今後は、いわゆる「殺処分ゼロ」ではなく、分類②による殺処分数を減少させていく方向で対応していくことが必要ではないか？

動物の愛護及び管理に関する法律の施行状況調査結果（法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績））

<自治体における「殺処分ゼロ」への取組状況>

「殺処分ゼロ」を施策の目標としている自治体
42自治体

殺処分ゼロの対象範囲（自治体数）



- I 引取ったもの全て
- II 引取ったもののうち、譲渡適性のあるもの
- III その他（範囲は定めていない：4自治体、怪我や疾病による死亡、安楽死を除く：3自治体 等）

「殺処分ゼロ」の課題

- ・「殺処分ゼロ」の対象範囲の明確化（10自治体）
- ・所有者不明の犬猫対策（9自治体）
- ・譲渡に適さない犬猫の対応/適正譲渡の推進（8自治体）

動物愛護管理行政事務提要の「殺処分数」の試行的分類について

① 譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）

（定義）

希望者又は愛護団体等に譲渡することが、同法第1条および第2条の趣旨に照らして適切ではない又は譲り受けた者が同法第7条第1項の責務を果たすことが極めて困難と自治体の獣医師が判断したため、殺処分を行った動物

（例示）

- 負傷や病気等による苦痛が著しく、治療の継続又は保管が動愛法第2条の趣旨に反すると判断される動物
 - ・具体例：治療の見込みが無い、負傷、重篤な病気又は重度の認知症の動物
- 狂犬病予防法第9条、第14条、第18条の2に基づいて取り得る殺処分
- 動物衛生又は公衆衛生上問題となる感染症等に罹患し、他の動物又は人への蔓延等を防止するために殺処分が必要な動物
 - ・具体例：パルボウイルス感染症、猫白血病又は猫後天性免疫不全症候群等の感染症に罹患している動物
- 重篤な病気、著しい障害等があり、譲渡が適切でないと判断される動物
 - ・具体例：毛包虫症による皮膚炎等難治性の重篤な疾病、著しい奇形
- 収容中及び譲渡後に人や他の動物に危害を及ぼす恐れが高い動物
 - ・具体例：飼い主等を再々咬んだ履歴を持つなど攻撃性のある動物
- 闘犬として使用又は訓練された犬で、人や他の動物に重大な危害を及ぼす恐れがある動物
 - ・具体例：土佐闘犬等

② 分類①以外の殺処分

（定義）

①以外の理由により譲渡又は保管が困難である、と判断したため、殺処分を行った動物

（例示）

- ①には該当しないが、適切な譲渡先が見つからない動物
 - ・具体例：軽度の疾病、怪我又は先天性疾患並びに高齢、大型又は人に馴染まないため、希望者が現れない動物
- ①には該当しないが、施設の収容可能頭数等の物理的制限により飼養が困難な動物
- ①には該当しないが、適切な飼養管理が困難な動物
 - ・具体例：大型で飼養管理が困難な犬又は哺乳等の適切な飼養管理を行うことができない幼齢の動物

③ 引取り後の死亡

（定義）

都道府県知事等が動愛法第35条第1項及び第3項に基づく引取り、狂犬病予防法に基づく抑留又は、条例に基づく収容を行った後、その運搬、飼養管理中に殺処分以外の原因で死亡した動物

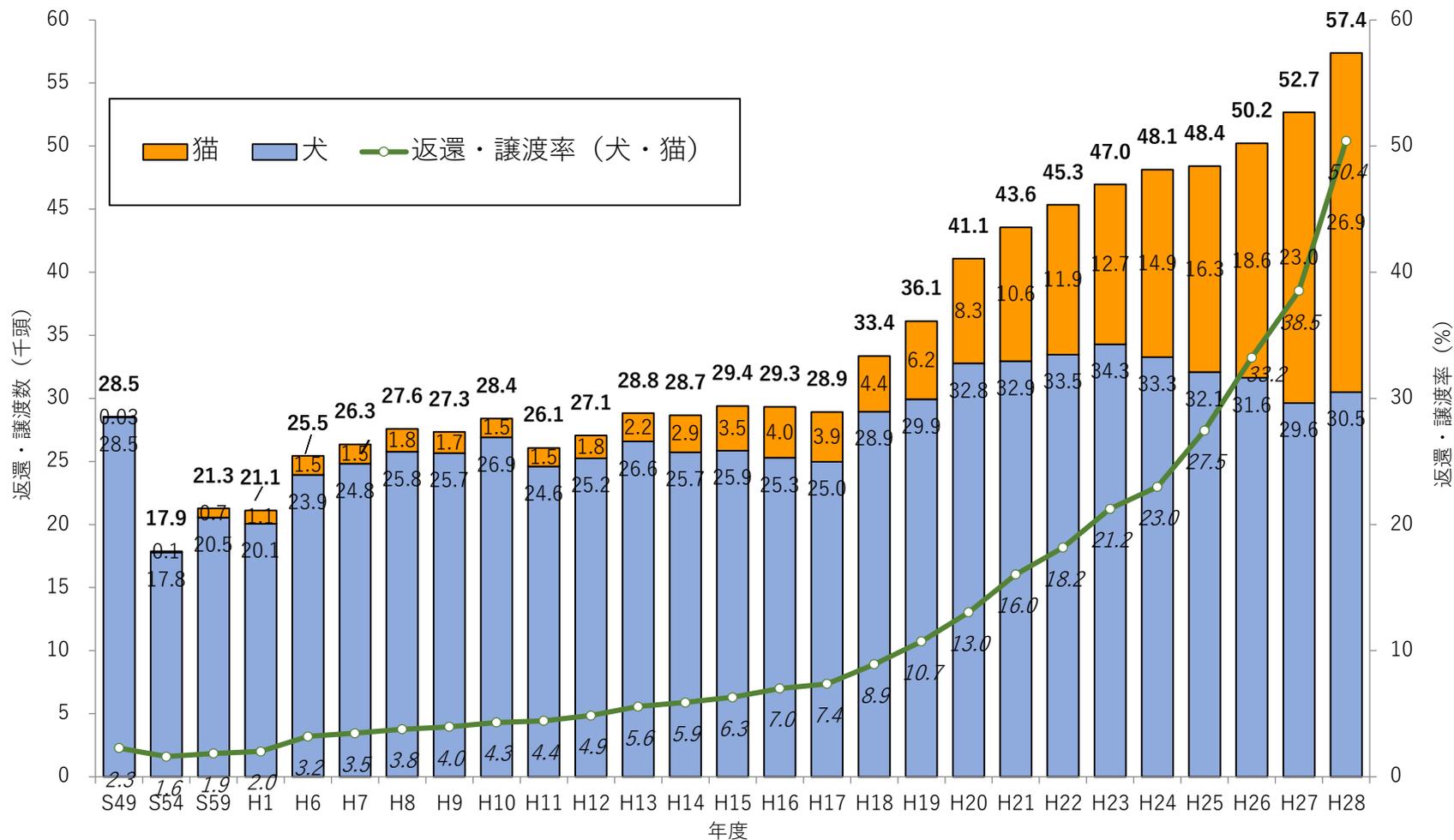
（例示）

- 病気または老衰により死亡した動物
- 事故により死亡した動物（具体例：闘争等）
- 幼齢のため死亡した動物
- 死因不明の動物（具体例：輸送中の死亡等）

犬・猫の返還・譲渡数の推移「動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）」より

○犬・猫の返還・譲渡率は年々増加している。平成28年度では約50.4%。

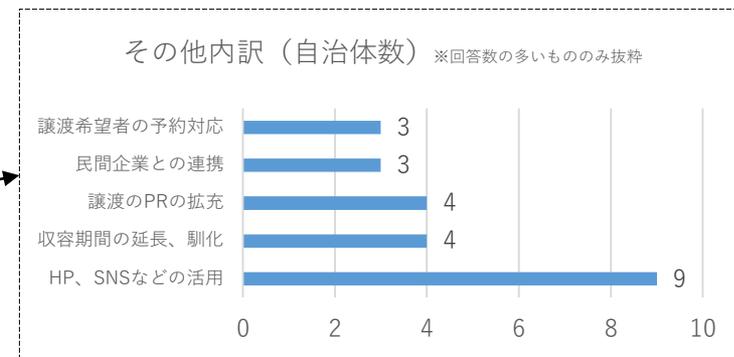
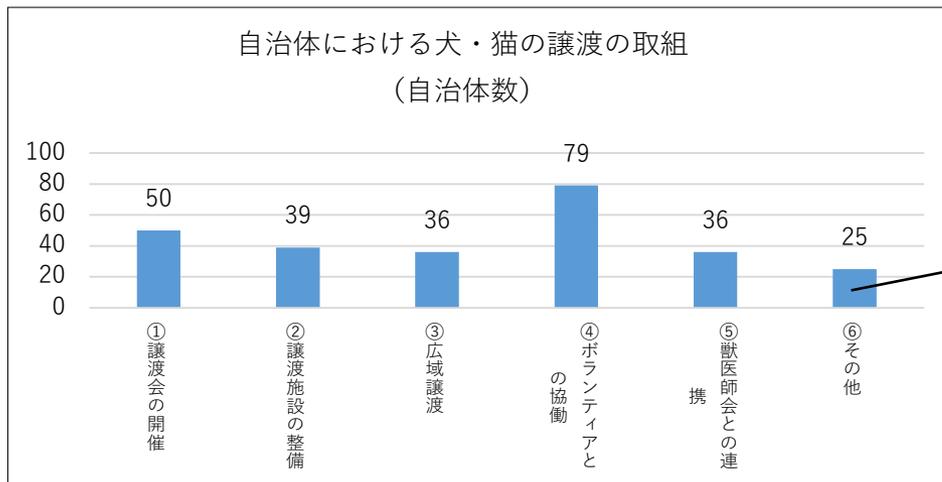
全国の犬・猫の返還・譲渡数の推移



・昭和49年度～平成10年度 総理府調べ、平成11年度～環境省調べ
 ・平成17年度以前の犬の引取り数は、狂犬病予防法に基づく抑留を勘案した推計値

自治体による犬・猫の譲渡の取組と課題

(法附則第15項に基づく施行状況調査 (平成28年度実績))
 調査対象：115自治体 (都道府県、政令市、中核市)



< 取組の推進 >

○適正譲渡講習会※¹の受講及び譲渡に関するガイドライン※²の活用

※¹ 環境省主催で平成25～29年度の間に22自治体・25回実施

※² 「子犬と子猫の適正譲渡ガイド」、「動物の適正譲渡における飼い主教育」「猫の適正譲渡ガイドブック」等

